

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 31 日

障害保健福祉主管部（局）
各 都道府県 御中
児童福祉主管部（局）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について

本日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成 13 年 6 月 20 日障発第 0620263 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正したところです。改正の概要等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては内容を十分御了知の上、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者等への周知をお願いします。

記

1 同行援護のサービス提供責任者の資格要件関係

（1）改正の概要

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和 7 年 4 月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、以下の見直しを行います。（参考資料 1）

（改正内容）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正

・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3 年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

- ②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（２）実務経験及び従事した期間

①実務経験

同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者であって３年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者の実務経験については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添 2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）のうち、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの「同行援護」や、「地域生活支援事業の実施について」別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 1－14（２）に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている事業所や施設の従業者でその主たる業務が介護等である者などになります。

②業務従事期間の計算方法

従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて３年に換算して認定することになります。

具体的には、視覚障害者の介護等の業務に従事した期間が通算 1095 日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が 540 日以上である場合になります。

2 同行援護従業者養成研修関係

（１）改正の概要

令和 5 年 10 月 16 日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）が一部改正され、令和 7 年 4 月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっております。（参考資料 2）

これに関連し、以下の通知について見直しを行います。

（改正内容）

「居宅介護職員初任者研修等について」、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の一部改正

- ・ 同行援護従業者養成研修（応用研修）について、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われることとなったため、一般課程および応用課程の目的について、必要な改正を行っています。
- ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）について、研修内容・時間を充実したことから、修業年限を、原則として 2 月以内から、原則として 3 月以内とします。また、地域の実情等により、やむを得ない場合について、4 月の範囲内から 5 月の範囲内として差し支えないとします。

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

概 要

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和 7 年 4 月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

（改正内容）

- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※ 1）。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※ 2）で、3 年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※ 1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※ 2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

同行援護のサービス提供責任者の要件

現 行

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験 3 年以上



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



改正後（令和 7 年 4 月より実施）

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験 3 年以上



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



同行援護従業者養成研修（一般課程）
+ 視覚障害者の介護等の業務 3 年以上

同行援護従業者
養成研修（応用
課程）

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

同行援護従業者養成研修について

- 同行援護の従業者を養成するための研修として、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）がある。
同行援護の質的向上を図るため、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。（※）

【同行援護従業者養成研修】

- ・ 一般課程の研修は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる。
- ・ 応用課程の研修は、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われる。

※ 令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）を一部改正。

同行援護従業者養成研修カリキュラム

現 行		
【一般課程】		
区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
演習	基本技能	4
	応用技能	4
合計		20

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
合計		12

令和7年4月より実施				
【一般課程】				
区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者	
			免除	免除後時間数
講義	外出保障	1		1
	視覚障害の理解と疾病①	1		1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0
	視覚障害者（児）の心理	1		1
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0
	同行援護の制度	1		1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0
講義・演習	情報提供	2		2
	代筆・代読①	1		1
	代筆・代読②	0.5	○	0
演習	誘導の基本技術①	4		4
	誘導の基本技術②	3	○	0
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0
	交通機関の利用	4		4
	合計	28		19

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
	合計	6